

平成31年(2019年)川崎市議会予算審査特別委員会記録 第4日(3月7日) 未定稿

○織田勝久委員 私は、医療的ケア支援事業について、廃棄物収集運搬業務委託について、鷺沼駅周辺再編整備事業に関連して、社会福祉法人同愛会の障害者施設運営について、それぞれ一問一答で質問させていただきます。

まず、医療的ケア支援事業について伺います。平成30年度に事業の拡大がなされ、訪問看護ステーションによる対応が困難な場合に、学校に非常勤看護介助員を配置するようになりました。児童生徒が登校してから下校するまで、看護介助員として非常勤看護師を常駐させ、医療的ケアを実施することができるようになったわけであります。平成30年度には2人の児童が対象でしたが、看護介助員のうちの1人は年度途中で交代し、もう1人は年度中で退任する意向を示していると仄聞するところですが、1年間事業を行った上での運用上の課題の認識とその改善について伺います。さらに、現在求人中の任用条件にどのような改善点が反映されたのか、教育長に伺います。

○渡邊直美教育長 医療的ケア支援事業についての御質問でございますが、運用上の課題といたしましては、勤務を始めてから、当初想定していた任用条件と勤務時間や休憩時間などが勤務の実態と合わないということが明らかになってまいりましたので、学校の日課表に合わせた勤務の割り振り表を提示し、勤務条件を明確にしたところでございます。また、次年度から看護介助員の休憩時間を確保するために、訪問看護ステーションから看護師を派遣できるよう調整を図っております。今後、看護介助員の勤務条件や医療的ケアに関する疑問や不安に対しましては、主治医などから情報収集をするなどして、教育委員会事務局の医療的ケア看護支援員が適切に対応してまいります。以上でございます。

○織田勝久委員 次に、看護介助員が任用できなければ、また保護者が学校に常駐しなくてはならなくなるわけです。任用の見通しについて、さらに、万が一4月の新学期に任用が間に合わなかった場合を想定しての対応について教育長に伺います。

○渡邊直美教育長 4月からの任用についての御質問でございますが、平成31年4月の任用の見通しにつきましては、ハローワーク等で募集を行っておりますが、現段階では応募がないところでございます。引き続き募集を行いつつ、このような状況が続く場合には、訪問看護ステーションと調整を図り、その看護師が可能な限り医療的ケアを必要とする時間帯に学校を訪問し、ケアを実施する体制を整えてまいりたいと考えているところでございます。以上でございます。

○織田勝久委員 いずれにしても、今答弁いただきましたように、ケアを実施する体制を整えていただきたいと。これはやはり訪問看護ステーションを活用されるのがいいのかな、そんな気もありますので、ぜひこれからまたしっかりと対応をお願いしたいと思います。

次に参ります。廃棄物収集運搬業務委託について、本市は資源物等収集運搬業務委託の参加資格に緑ナンバーを要件としていないわけであります。まず、緑ナンバーと白ナンバーの取得条件の違いについて伺っておきます。また、ナンバーの種類により、自動車事故、特に重大事故発生時の対応についてどのような要件が義務づけられているのか伺います。次に、近隣の自治体で緑ナンバーを要件としている例はあるのか伺います。さらに、収集運搬行為のみを行う事業者は、緑ナンバーを取得することが当然だと思いますけれども、白ナンバーでもよいとする、その根拠について環境局長に伺います。

○大澤太郎環境局長 資源物等収集運搬業務委託についての御質問でございますが、初めに、緑ナンバーと白ナンバーの取得条件の違いについてでございますが、国土交通省の資料によりますと、緑ナンバーは、貨物自動車運送事業の許可を有している車両となっております。許可に当たっては運行管理者資格や5台以上の保有車両台数、事務所及び休憩所の確保などの条件が必要となっております。一方、白ナンバーは、一般の自家用車両と同様、貨物自動車運送事業の許可は不要となっております。次に、ナンバーの種類による重大事故発生時の対応についてでございますが、緑ナンバーの車両については、関係法令で定める重大事故発生後30日以内に所管の運輸支局への報告が義務づけられておりますが、白ナンバーの車両については、定めはございません。次に、緑ナンバーを委託の要件としている自治体についてでございますが、近隣の自治体を調査いたしましたところ、稲城市では委託業務の要件としており、横浜市では平成30年5月31日まで、一部の委託業務において要件としておりましたが、現在は要件としておりません。また、世田谷区、大田区では、要件とはしておりませんが、実態として緑ナンバーの事業者が受託しております。なお、狛江市につきましては要件としておりません。次に、ナンバーの種類を要件としない根拠についてでございますが、廃棄物処理法では市町村が一般廃棄物の収集運搬を委託する場合の基準を定めておりますが、ナンバーの種類について規定はないことから、必ずしも要件とされていないと解されるものでございます。以上でございます。

○織田勝久委員 ただいま御答弁いただきましたけれども、世田谷区、大田区、稲城市では、実質的には緑ナンバーを使っているということ、それから横浜市も、今は白ナンバーになりましたけれども、いろいろ仄聞すると、川崎が白でもいいから横浜も白にした、そんな話も聞こえてくるわけです。それで、物を運ぶのだから緑ナンバーを使うのが大前提だと私は思います。ただ、国土交通省のほうは、もちろん緑ナンバーの指導はしますけれども、今答弁いただいた廃棄物処理法で、厚生労働省のほうはどっちでもいいよということだから、白にしているというのが慣例と理解をしているわけであります。

それで、ディスプレイをお願いします。細かいですね。白ナンバーと緑ナンバーの比較をしたのですが、早い話が、右のほうが白ナンバーであります。結局、取得条件も罰則も何もないわけですね。緑ナンバーのほうになりますと、まずとにかく運輸局の法令試験の合格というものが必要になりますし、また、運行管理者の資格というものがあつたわけです。その運行管理者が、今働き方で大きく問題になっております運転手の労働条件というものを確認したり、また事前点呼というものをやる。いわゆる酒気帯び運転がない等は、しっかりとそこでチェックができるわけですね。あともう一つ、社会保険、労働保険の加入というものも当然義務づけられますし、さらに無許可営業の場合は罰則、そういうこともあるということです。当然、事故などを起こしたときにも、対人賠償額無制限の任意保険に入ることが義務づけられている、そのようなことがあるわけであります。

そのような状況があるわけでありまして、昨年の11月から本年1月にかけて、白ナンバーの事業者が、本市の収集運搬業の許可が切れたまま、無許可の状態での缶、ペットの収集委託業務を行うという想定外の事案が発生したわけです。無許可の状態でもなぜ業務委託を続行させたのか、また、当該事業者が惹起した事案について、企業コンプライアンスなどの課題はなかったのか、原因をどのように調査、認識したのか、まず本市の対応を伺います。さらに、無許可の状態でも業務を可能とする現行の法令の運用に課題はないのか、

改善方を含め見解を伺います。

○大澤太郎環境局長 資源物等収集運搬業務委託についての御質問でございますが、初めに、資源物等収集運搬業務委託の継続についてでございますが、廃棄物処理法の委託基準では、一般廃棄物の収集運搬業の許可について規定がないこと、また、本市の委託契約約款の解除権の行使事由にも当たらないことから、業務を継続させたものでございます。また、当該事業者のコンプライアンスについてでございますが、許可が失効した状態にあった昨年11月から12月までの間に一般廃棄物の収集運搬は行っていないことを確認しております。次に、許可失効の原因についてでございますが、当該事業者にヒアリングを実施し、申請手続を失念したことを確認しております。また、本市が許可失効を認識した状況でございますが、前月の許可失効事業者の確認作業を行っていた際に判明したものでございまして、当該事業者からの新たな許可申請を受理し、改めて許可を行ったものでございます。次に、現行法令の運用についてでございますが、一般廃棄物を業として収集運搬する場合には、一般廃棄物の収集運搬業の許可が必要となりますが、市町村が一般廃棄物の収集運搬を委託する場合には、一般廃棄物の収集運搬業の許可についての規定はございません。今後の対応についてでございますが、資源物等収集運搬業務委託の期間中に許可を失効するという事態は想定しておりませんでしたので、入札参加資格の厳格な見直しの検討を行ってまいります。また、委託契約約款については、契約が解除となった場合の市民への影響等を踏まえ、慎重に検討を行ってまいりたいと存じます。以上でございます。

○織田勝久委員 簡単に言いますと、ごみを運ぶときには、いわゆる収集運搬業の許可が必要になる。ただし、市の業務委託であれば、その許可がなくてもいいと解釈できるということなんですよ。これは、悪いけれども、法令の欠陥ではないですか。だって許可を持っていない事業者が普通にごみを運ぶことはできないのに、市の業務委託だったら運べるなんていう話はおかしいわけで、しかも、それについては、想定はなかったということを行っているわけでしょう。川崎市は政令市なのだから、そういう問題意識があれば、それこそ主管課長会議なんかでしっかり問題意識を上げて、政令をしっかりと変えるように取り組まなければいけないと僕は思いますよ。廃棄物行政の根幹にかかわる問題だと思いますので、しっかり対応をお願いしたいと思います。今回、入札参加資格の厳格な見直しということの答弁をいただきましたので、その推移についてはしっかり見ていきたいと思えます。

それで、法令遵守や企業ガバナンスの視点、さらには従業員の労働環境の向上の視点などから、資源物等収集運搬業務委託の参加資格に緑ナンバーを義務づけるべきだと考えます。本来、直営で行う事業と同等のサービスが期待されるわけですので、特に従業員の労働環境の不断の改善は必要と考えます。また、必須だと考えます。早急に検討を開始する必要があると思いますが、環境局長に見解を伺います。

○大澤太郎環境局長 資源物等収集運搬業務委託の入札参加資格についての御質問でございますが、緑ナンバーを入札参加要件に加えることにつきましては、現在、資源物等収集運搬業務を受託している多くの事業者が白ナンバーで業務を適正に履行していること、また、入札参加要件を満たしている多くの事業者が緑ナンバーを取得していない状況にありますことから、現時点では課題があるものと考えております。しかしながら、緑ナンバーの事業者につきましては、国土交通省の許可である運行管理者による安全運行の管理や休

憩所の確保などの労働環境の向上と無許可営業による罰則の規定など、企業ガバナンスの強化などに期待ができる面もございますので、他都市の取り組み状況等を注視しながら、今後、緑ナンバー導入のあり方も含め、資源物等収集運搬業の従業員の労働環境の向上と安全かつ確実な業務履行に向けて検討を行ってまいります。以上でございます。

○織田勝久委員 ただいま答弁いただきましたので、推移を見てまいりたいと思います。

次に参ります。鷺沼駅周辺再編整備事業に関連して幾つか伺いたいと思います。2月4日に区役所、市民館・図書館と公共機能の一体的な整備の方針が示されたわけですが、これにつきましては、市長の先見性のあるリーダーシップと政策決定に改めて敬意を申したいと思います。さて、宮前区の医師会の有志から、現在の休日急患診療所を、交通の利便性が向上する鷺沼駅前に整備される公共機能に組み入れることはできないのかという御提案をいただきました。保健所との近接のメリットもあるということでありました。現在の宮前区の休日急患診療所は確かにアクセスが悪く、駐車スペースも十分とは言えません。ちょうど平成31年度は運営費補助金額について3年ごとの見直しの年となります。検討すべき重要な課題と思いますが、健康福祉局長に伺います。

○北 篤彦健康福祉局長 宮前休日急患診療所についての御質問でございますが、休日急患診療所につきましては、休日昼間の初期救急医療を確保する目的から各区に1カ所設置し、平成29年度に市の委託事業から川崎市医師会の自主事業へと枠組みを変更したところでございます。運営費につきましては、休日急患診療事業の継続的かつ安定的な運営を確保するため、人件費や物品費等を対象として本市から補助金を交付しておりますが、患者動向等を踏まえ、3年ごとに見直すことができる仕組みとしております。宮前休日急患診療所につきましては、昭和59年に宮前区有馬地区に設置しておりますが、同診療所の鷺沼地区への移転に関しましては、現施設の利用実態、施設の状況、公共交通のアクセス性のほか、鷺沼駅前地区再開発事業のコンセプトや費用負担などに関する論点が存在するものと考えておまして、今後につきましては、関係局と情報交換を行うとともに、現在運営を行っている市医師会の御意見を伺ってまいりたいと存じます。以上でございます。

○織田勝久委員 ぜひドクター先生方の御意見を聞いていただいて、確かに今の宮前区の休日急患診療所は場所が悪いですね。ぜひ検討をお願いしたいと思います。

次に、次世代郊外まちづくりのモデル地区であります田園都市線のたまプラーザ駅北側地区を中心に、今、多様な移動選択肢の整備を目指す取り組みが始まりました。日本初の郊外型M a a S実証実験と称しています。M a a Sというのは、モビリティ・アズ・ア・サービスの頭文字だそうでもありますけれども、現在行われておまして、1月下旬から3月下旬の2カ月の取り組みということでもあります。この実験は、地域住民と地域交通に関する意見交換をするなどのリビングラボという手法を取り入れながら、横浜市と東急電鉄が進めている次世代郊外まちづくりの取り組みの一環として、外出機会の創出や新しいコミュニティの形成を促進する目的として、今実施しているということでございます。同じ持続可能なまちづくりを指向して、これから行われる鷺沼駅周辺再編整備事業であります。主要な交通結節点となった鷺沼駅と宮前平駅周辺の地域生活拠点を意識した同様の郊外型M a a S実証実験を宮前区でも検討できないのか、特に、オンデマンドバス、パーソナルモビリティ実験は、山坂の多い宮前区の将来型地域交通として多くの示唆に富む実験になると考えます。また、今回の鷺沼駅周辺再編整備事業が宮前区民全体の日常生活の利便性

の向上を図ることが目的であるということも広くアピールできると考えます。これもぜひ市長の先見性とリーダーシップをもって早急に検討ができないのか、これは市長に見解を伺います。

○福田紀彦市長 鷺沼駅周辺再編整備に伴う地域交通の取り組みについての御質問でございますが、今回の再開発事業の機会を捉え、路線バスネットワークの充実を図ってまいります。本市における持続可能な地域交通の実現に向けては、路線バスのほか、商業施設や病院などが所有する車両の活用など、さまざまな手法により地域に適した交通手段を導入することが重要であると考えております。現在、たまプラーザ駅周辺で行われているスマートフォンなどICTを活用したオンデマンドバスにつきましても、有効な手法の一つと考えます。こうしたことから、路線バスネットワークの再編とあわせ、バス事業者のみならず、多様な主体との連携による検討を進め、地域交通の充実に向けた取り組みを進めてまいります。以上です。

○織田勝久委員 川崎の担当の部局も、東急電鉄の情報収集等も含めて、実質的な中身をまたいろいろと詰めていただきたいと思うんですね。これは一つの大きな実証実験になると思いますので、ぜひお願いさせていただきたいと思います。

最後であります。社会福祉法人同愛会の障害者施設の運営についてお伺いをいたします。本部は横浜市にある法人であります。川崎市において療育センターを2カ所、これは中央療育センターと北部地域療育センター、さらにグループホームを高津区で3カ所展開、また、市の委託の地域相談支援センターと相談支援事業所を中原区で、生活介護事業所を高津区でそれぞれ運営いたしております。特に療育センターにつきましては中核の役割が期待され、障害児童の入所については中央療育センターが一手に引き受ける体制となっているわけであり。ところが、この同愛会が指定管理などで運営する施設で、この1年半の間に幾つか重大な事件・事故が起こっているわけであり。まず、運営をしております同愛会川崎事業本部へ本市からのOBが再就職している現状について健康福祉局長に伺います。

○北 篤彦健康福祉局長 社会福祉法人同愛会についての御質問でございますが、本市の元職員の再就職の状況につきましては、健康福祉局の元理事が川崎事業本部事務局長に、元部長が中央療育センターのセンター長に現在在籍しております。以上でございます。

○織田勝久委員 それぞれ重要なポジションにあるということが改めてわかったわけであり。そこで、2017年11月にグループホームの管理者が、知的障害のある入所者の預金を横領するという事件が発覚をしたわけ。事件の発覚後、川崎市は3カ月の指定を停止すると行政処分を下したところ、市の処分には異論があると称し、法人の見解が示され、これは今も法人のホームページに掲載されております。そこには、横領の事実が解明された時点に遡及した不利益処分とすべきであり、未来に対する不利益処分は著しく現場に混乱を生じさせるものであるとか、全面効力停止期間に利用者への新たな権利侵害が生じかねないと考えるといった法人の主張であります。見方によっては全く反省のない、ある種開き直りとも受け取れる内容と見受けられます。市の行政処分後に示されたこの異見一異なる意見の内容について、市の受け取り方、印象について伺います。また、行政処分後の同法人への指導内容について伺います。

○北 篤彦健康福祉局長 社会福祉法人同愛会についての御質問でございますが、当該法

人がホームページ上に掲出した川崎市の不利益処分についての法人見解についてでございますが、本市は当該横領事件について、障害者が経済的虐待を受け、障害者総合支援法第42条による人格の尊重が遵守されていないという重大性から、指定の全部の効力を3カ月停止するという重い行政処分を行ったものでございます。本市の行政処分について、法人がその処分に対する異なる見解を掲出したことは遺憾であると考えております。また、当該法人への指導についてでございますが、平成30年2月に行政処分を行った以降、療育センターの所長会議の場等を通じて、適宜法人から運営状況の確認を行うとともに、当該事業所に対しては、平成31年2月に実地指導を行っておりまして、実地指導の講評では、軽微な事項の指摘がありました。なお、おおむね適切な運営が行われていることを確認しております。以上でございます。

○織田勝久委員 処分停止となりますと、いわゆる運営費が入らなくなるわけですから、法人が持ち出しで運営するわけですが、その部分について納得できないということを言っているわけですね。これは全く反省がない、開き直りというふうにもとれるわけですね。

次に、2016年12月26日に中央療育センターのショートステイを利用していた当時9歳の児童が入所中に死亡いたしました。警察の捜査が続いておりますので、事件なのか事故なのか、いまだ不明であります。児童の父親を初め法人職員、さらには別の法人が運営する放課後等デイサービスの職員など、死亡児童にかかわる多くの方たちから直接お話が寄せられたり、告発の手紙をいただいたりしております。同愛会からの調査報告書が2017年11月に提出されておりますが、それ以降の対応について制度所管局であります健康福祉局長に伺っておきます。

○北 篤彦健康福祉局長 社会福祉法人同愛会についての御質問でございますが、平成29年11月に中央療育センターでの死亡事故に係る調査報告書が本市に提出された後、その内容を確認した上で、中央療育センターに対しては、児童福祉法に基づく施設に対する助言指導や、指定管理者制度におけるモニタリング等を通じて施設の運営状況の聞き取りを行うなど、適正な施設運営が行われるよう指導しているところでございます。この中で、施設職員にも施設運営の意見等の聞き取りを行っており、その意見につきましては、必要に応じて法人本部に伝えているところでございます。また、本件についての警察の捜査の動向等も注視しているところでございます。今後におきましても、施設利用者に適正なサービス提供が行われるよう、児童福祉法に基づく実地指導や指定管理者制度におけるモニタリング等を通じた適切な助言指導を行ってまいりたいと存じます。以上でございます。

○織田勝久委員 今、局長の御答弁をいただきましたけれども、私は、事態はもっと深刻だと考えています。加えて、警察の捜査中ということもあるし、また、個人情報がかかわる事案ということもありますので、なかなか深い言及はできないわけですが、法人運営を抜本的に見直さなければならないような課題が多く含まれているのではないかなと思うわけです。2017年11月にこの死亡事故についての事故調査委員会の調査報告書というものが出ておりますけれども、その中を見ると、死亡事故・事件を起こした中央療育センター自体の課題というよりも、むしろ死亡した児童への言及というものに重きが置かれている内容になっているのです。本児童の問題行動は重篤な状態であり、医療や関係機関と連携した強力で専門的な支援が必要とされていたと理解する必要があると、何

か人ごとみたいなことを言っていて、とにかくこの児童の行動面での障害ということについてというようなことの列記がされておりまして、措置入所前の本児童の不適應行動として、自傷、乱暴など、延々とその子どものことが書かれているわけでありましてけれども、さらにその子どもが短期入所の際の記録とあわせて、年齢とともに自傷、固執、偏向、多動、奇声、パニック、乱暴、粗暴、それに睡眠など問題行動の種類も多くなり、また強度も強まりながら続いてきていると認められると。この状態が仮に事実だとしても私は事実ではないという気もするんですが、あたかも本人の障害の状態がとにかく悪い、そのような印象を与える記述が続くんですね。だけれども、そもそも中央療育センターは発達支援の専門療育機関であり、また、障害児童の入所を市内で受け入れる唯一の施設であるわけですから、そのような自覚があるのか、本当に強く疑問を感じるわけです。

それで、まず死亡した状況について、報告書の中でも、児童の死因は窒息死と判断していると書かれているのですが、その中で、担当していた職員—A職員となっておりますが、A職員が自室に一緒に入り、敷き詰めてあった布団の上に寝かせて、厚手のかけ布団をかぶせて、布団の上を背後から抱え込むようにして、A君に手足を絡ませて添い寝をしていた。自傷行為を伴う睡眠対応でない添い寝は、手足を絡ませる姿勢ではなく、横に寝てとんとんとしながら行うことが一般的であるが、この子どもの場合は自傷があったため、動かないでじっとしてもらうように手足を絡ませていたものであり、なお、厚手の布団をかけた上から足を絡ませることは不自然ではないかとの指摘もあるが、自傷行為を防ぐための対応としてはあり得ることであり、この点は担当職員の証言どおりに認識しているというような記述もありまして、法人はこの行為を容認しているのですが、これは見方によれば明らかに身体拘束であります。この点、何の問題認識も示されていないというところに法人の体質、また課題が集約されているのではないかと考えるわけであります。

次に、先ほど紹介いたしましたけれども、加齢とともに問題行動が強まってきたという部分もあるわけでありましてけれども、児童が措置入所及び短期入所していた折の記述でとにかく気になるのは、そもそも問題行動を起こさせないための環境が、ハード面、ソフト面、それぞれに中央療育センターに用意されていたのかという課題であります。率直に言いますと、職員、人材の能力、専門性の問題であります。直接この死亡した児童にかかわったいろんな方からお話を聞きましたけれども、その方たちのお話と、この療育センターの報告書の中身に非常に乖離があるのです。例えば、2016年12月に亡くなりましたけれども、その月、直前まで利用していた、ある放課後等デイサービスの方の意見によりますと、この6月から12月にかけて、体力・情緒面での成長は著しく、情緒面での安定と関係して、今まで大変回数の多かったトイレの回数も減り、失敗も少なくなってきた、また、以前よく見た壁、ドア等をノックする行動もほとんどなくなってきたというようなことが言われておりますし、また、この子どもが在籍していた学校のほうからは、強くしかられると不安定になる部分があるので、丁寧に話しかけることが大切だということを現場で共有しているわけです。

さらに、お父さんのほうからいろいろお話を聞いたところ、子どもが入所中には自傷がひどかったということをお父さんだけけれども、自分の家で子どもが自傷行為をするということはほとんどない、それから中央療育センターには本人が非常に行きたがらなかったこともあったということは言っています。とにかく本人に非常に課題があるように書かれ

ているけれども、家や学校、放課後等デイサービスなどではそんなことはなく、どうも施設でよほど嫌なことがあるのではないかと、そのようなことをお父さんはおっしゃっているわけです。それから、報告書の中の記述についても言及がされておまして、自閉症という表現が報告書の中に出ているのですが、保護者の立場では、自分の子どもが自閉症という診断を受けたことなんか今までなかった、それからもう一つ、本児童の強い行動面の障害についてということが延々と書かれていると言いましたけれども、その中で、乱暴、粗暴、かんしゃくなど家ではないんだ、そういうことを盛んにお父さんはおっしゃっているわけですね。だから、そういうことも含めまして、入所の中での対応に課題があったのではないかと思うんです。

最後に、今その療育センターにいる方からも直接いろいろお話をいただいているのですが、大変深刻なお話をいただきました。まず、子どもたちへの適切な声かけや支援方法等については何も教えてもらえなかった、それから障害者支援に対する基本的な考え方や、未成年の子どもたちに対するかかわりについて、一から学ぶ機会というものがなかった、特に入所部では、子どもの問題行動ばかりを取り上げ、子どもたちをいじめるような場面ばかり目にしてきた、面倒を見てやっているという態度になっている、それから職員に関して言えば、子どもの発達について学んだ上で職務に当たるべきだと思う、無理に拘束をしたり、乱暴な言葉遣いでかかわることは不適切だ、とにかく入所部は子どもの発達について全く知識のない職員ばかりだと、そのような意見を内部からもらっているわけです。このような状況について、健康福祉局長、ぜひ御意見、御感想をお聞かせください。

○北 篤彦健康福祉局長 社会福祉法人同愛会についての御質問でございますが、市の指定管理施設である中央療育センターにおいて今回の死亡事故が起きたことを市としても重く受けとめているものでございます。今後につきましても、引き続き利用者の安全に最大限の配慮をした組織運営体制やサービス提供の状況を再確認しながら再発防止を図ってまいりますと存じます。以上でございます。

○織田勝久委員 終わります。